

監 査 報 告 書（平成 2 1 年度）

植物防疫所

基本方針	主題① 法令等に基づく適正な輸入検査の実施		
	対象業務： 輸入貨物に係る検疫		
	主題② 輸入検査場所への移動手段の適切性(公正性・中立性の確保、移動手段の効率性、事業用車の運行の安全管理を含む)		
	対象業務： 輸入検査場所への移動及び事業用車の運行の安全管理		
対象機関	方法	実施期間	実施者
横浜植物防疫所 (1本所5支所17出張所)	書類監査 実地監査	21年6月 ～ 21年8月	植物防疫所の次席以上の職員（植物防疫官）であり、植物防疫所の業務に10年以上従事した者。 本所又は管下の支所の監査実施は本所に属する職員、出張所の監査実施は管轄する本所あるいは支所に属する職員。
名古屋植物防疫所 (1本所3支所7出張所)		21年6月 ～ 21年7月	
神戸植物防疫所 (1本所4支所11出張所)		21年6月 ～ 21年9月	
門司植物防疫所 (1本所2支所9出張所)		21年6月 ～ 21年8月	
那覇植物防疫事務所 (1本所1出張所)		21年7月 ～ 21年8月	
監査基準	1 輸入貨物に係る植物検疫業務が、関係法令、通達等に基づき適正に実施されているか。 2 輸入検査場所への移動が、公正性・中立性が確保される方法でなされているか、移動手段は効率的であるか。また、事業用車の運行について安全管理が的確になされているか。		
監査項目		監査結果	

1 輸入貨物に係る植物検疫業務が、関係法令、通達等に基づき適正に実施されているか。	1 種子の輸入検査結果について、港での輸入検査（1次検査）結果は検査申請書に記載されていたが、植物防疫所での検査（2次検査）結果が検査申請書に記載されていない事例があった。このため口頭で、1次検査及び2次検査の結果を検査申請書に記載するよう改善を指示し、改善されたことを確認済み。（横浜植物防疫所札幌支所、横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所、神戸植物防疫所大阪支所） 2 平成20年6月～12月に高松港に輸入された植物の輸入検査申請書が紛失していたため、改善を指示し、植物防疫所文書管理規程に基づく書類の復元措置を講じ、改善済み。（神戸植物防疫所坂出支所）
2 輸入検査場所への移動が、公正性・中立性が確保される方法でなされているか、移動手段は効率的であるか。また、事業用車の運行について安全管理が的確になされているか。	1 事業用車について、運行効率の悪い事業用車がある一方、輸出検査等の業務の増加により事業用車が不足し、輸入検査業務のスケジュールや配車等に影響を与えている事例があったため、改善を指示し、全国に配備されている事業用車の運行状況調査を行い、必要に応じて管理替えを行うなど事業用車の配置の最適化に向け改善中である。（全ての植物防疫所） 2 事業用車の利用における日常点検簿等の書類手続きで重複部分が確認されたため、改善を指示し、書類手続きにおける記載事項、記載方法等について改善中である。（全ての植物防疫所）
監査所見	1 輸入検査が法令及び通達に則し適正に実施されていることを確認した。 2 輸入検査申請書が紛失していた事例については、改善指示書により植物防疫所文書管理規程に基づく書類の復元に努めるよう指示し、書類の復元措置を行った。 また、種苗類について2次検査の記録不備が確認された軽微な事例については、監査実施者により口頭指導を行い、改善されたことを確認した。 3 輸入検査場所への移動については、植物防疫官自らが確保した移動手段の利用が徹底されていることを確認した。

	4 事業用車の配置及び事業用車利用関係書類手続きについて、改善指示書により事業用車の配置の最適化等に向けた検討・調整を指示し、改善に向けた取組を実施中である。なお、改善が図られることにより、円滑な輸入検査等の実施に資することができるものと期待する。 5 本業務監査の導入を契機に、検査記録事項等の単純な記載ミス無くすため、セルフチェックを実施するなど各所で工夫した取組が始まっており、業務監査の効果として評価できる。
--	--

注)

- 1 「基本方針」欄等は、別記様式1を参考に記載する。
- 2 「監査基準」欄は、監査の基準となる関係法令、通知等を記載する。
- 3 「監査項目」欄は、監査基準に基づいて確認を行った項目を記載する。
- 4 「監査結果」欄は、監査項目について確認の結果を記載する。
- 5 「監査所見」欄は、監査実施者の総括的な評価、意見等を簡潔に記載する。